

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会
(第15回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年10月10日 (木) 15:00～15:37

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学特命教授)、
大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京科学大学情報基盤センターマネジメント准教授)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 大村真一電気通信事業部長
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) 第二弾の総務省令案の考え方(案)について(事務局説明)
- (2) 意見交換

5. 議事録

【寺沢係長】 事務局でございます。定刻となりましたので、会議に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言以

外はマイクをミュートにさせていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。関口主査、よろしくお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまからブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第15回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。

本日の資料は、議事次第、資料1及び2、並びに参考資料1及び2であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている皆様には資料を掲載している総務省ウェブサイトをお案内しております。以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入ります。

前回、第二弾の総務省令案の考え方原案につきまして、御議論を頂戴しました。本日は、前回の事務局資料で検討中になっておりました項目につきまして、事務局からの説明をもう一回聴取し、その後、意見交換に移りたいと思います。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。

本日の議題1に関し、前回会合で御説明いたしました、今年度第二弾となる総務省令案の考え方原案について、その後の検討結果を反映して、資料2のとおり、考え方（案）として取りまとめました。ここに至るまでの検討について、今回特に御説明申し上げたい補足資料を資料1のとおり準備しております。

資料1から順に御説明申し上げます。

右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

まず、資料1、事務局補足資料の1ページ目を御覧ください。

「1. 公衆無線LANアクセスサービスについて」です。A案、B案、C案、それぞれにメリット・デメリットがあることは既に御説明申し上げました。本日は、資料の一番右に事務局案をお示ししました。前々回の会合において相田先生から、経過措置の必要性について御指摘いただいたところです。そこで、事務局としましては、まず、資料冒頭の黒

丸2つを前提としまして、A案の考え方を若干修正したものを採用したいと思います。

内容としては、A案の欄に記載がありますとおり、携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」の本契約をしていて、その本契約の補完として、当該本契約の利用を条件として提供される公衆無線LANアクセスサービスは、ここには無料とありますが、事務局案としては、有料・無料を問わず、当該本契約と併せて一回線としてカウントすることを御提案申し上げます。ただし、このカウント制度の運用を開始することで、公衆無線LANアクセスサービスを提供する事業者相互間の競争状況に意図しない影響を与えることは本意ではありません。よって、かつて携帯電話の契約更新期間は2年が多かったと承知しておりますので、これを参考に、このカウント制度運用開始後2年間は経過措置を置きたいと思います。

具体的には、今回のこの第二弾の省令を来年3月までに制定することを目指していますので、そこから2年後の2027年3月31日までは、経過措置として、次のような措置を講ずることとしたいと思います。すなわち、事務局欄にございますとおり、「ある事業者が提供する携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」を契約している者が、当該事業者が提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスを別途の契約を現に結んで利用している場合には、当該公衆無線LANアクセスサービスの回線数を一回線としてカウントしないものとする」ということです。

次に、この資料の一番下、「2. 別途検討」の項目を御覧ください。

前回の会合でKDDI様から御指摘がございましたD2Cにつきましては、黒丸①のとおり、サービスイン時に別途検討することとしたいと思います。また、黒丸②のとおり、NTT東西様から第12回会合で御指摘いただいた閉域通信に使用するローカル5Gの取扱いについては、事例が積み重なった段階で別途検討することとしたいと思います。

次に、2ページ目を御覧ください。

「3.」になります。この資料は、今後、BBユニバの交付金・負担金制度を運用していくに当たって想定される通常の年間スケジュールをイメージ案として構成した資料になります。基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会、この後はTCAと略称を使わせていただきますが、TCAと調整の上、本日提示させていただきました。運用開始前であるため、全体の業務量が把握し切れないところがありますので、あくまでイメージ案として御覧いただければと思います。

右側破線の四角囲みは、4月分のBB交付金の交付イメージを記載しました。4月分は、

4月から5月までの間でお支払いするイメージになります。その計算には、1月末回線数を使用します。同様に、5月分、6月分と引き続く交付金も破線の四角囲みが右に1か月ずつずれていくことでイメージいただけるものと思います。回線単価については、12月中から1か月ほどかけて周知することを想定します。それは、雲の絵を描いておりますが、交付金額や負担金額などを御議論いただく情郵審の審議を経た後になります。その情郵審の議論の内容は、毎年10月までに総務大臣に接到するTCAの認可申請の内容となりますので、今回制定する新規省令に事業年度経過後七月以内、すなわち10月までにTCAは認可申請を行うよう規定することになります。その認可申請の準備には時間がかかりますので、左上の緑色の部分ですが、第二種適格電気通信事業者におかれては、町字別の原価算定を毎年8月末まで、事業年度経過後五月以内ということになりますが、実施、確定させ、TCAに届け出るよう同じ省令に規定することになります。ただ、TCAにおいて試算をあらかじめ行えるよう、総務大臣は、第二種適格電気通信事業者に対し、7月末までに一旦数値を提出するよう要請することを想定しております。

緑色の始点は6月の欄にあります。なぜ6月か。これは、一番下の欄、青色部分の総務省において、毎年4月から6月にかけてコスト算定等研究会を開催することを想定しているためです。コスト算定等研究会において標準判定式や特異判定式の入力値の入替え等を御議論いただき、確定した判定式等を総務大臣通知の形で毎年6月に第二種適格電気通信事業者に通知することを想定しています。

以上が、年間スケジュールのイメージになります。

これを前提としまして、今回事務局から新たに御提案申し上げますのは、赤色の2か所になります。

まず、上の赤色ですが、毎年6月末までに該当する電気通信事業者に対し、全国23万町字を対象として回線規模報告をしていただくことになっており、今年初めてそれを実施していただきました。しかしながら、事業者に多大な事務作業や調査の相当の負荷がかかりました。また、総務省でも、本省だけでなく全国の総合通信局に協力してもらい、なるべく円滑な業務処理に取り組みましたが、事業者との何往復ものやり取りなど、相当な業務量となりました。そこで、年間スケジュールのイメージを見ましたときに、他のBBユニバの運用に影響を与えにくい時期で、かつ、官民ともに業務の平準化を図るために作業時間が確保できるとの観点から、回線規模報告の締切りを現行の6月末から8月末に時期変更をさせていただき省令改正をさせていただきたいと考えるに至りました。これに伴い、

回線規模報告を基に標準判定式により判定していく支援区域の指定や解除につきましても、その時期を毎年8月末までから毎年11月末までに変更させていただくことを御提案申し上げます。

なお、11月末に区域指定等の時期を変更することと情郵審との関係ですが、右下に2行文章がありますとおり、情郵審で御答申いただきますのは、各第二種適格電気通信事業者に交付される第二種交付金の額の総額になることを想定しております。よって、TCAが総務大臣に認可申請を行った後に担当支援区域が解除されたものがあつた場合には、その分を減額することで総額の枠内に収まっておりますので、再度の認可申請、情郵審における審議は不要と整理しております。また、担当支援区域の追加があつた場合は、必要に応じ、翌年度7月までであれば追加の認可申請を行うことができる余地を制度設計として確保しておきたいと考えております。7月までとしましたのは、当年10月から新たな情郵審における御審議をお願いすることが想定されますので、同時に2つの審議が並行しないようにしているということになります。

資料1の御説明は以上になります。

これらの内容を反映しましたのが、パブリックコメントに付させていただく予定の資料2になります。

資料2の1ページ目を御覧ください。

今回は、前回会合でお示した考え方原案に追記をした部分を黄色の網かけで記載させていただきましたので、御覧いただいているページの記載のように、黄色になっている部分の多くは資料1で既に御説明させていただいたものになっております。順次ページをめくりながら黄色の部分を御覧いただければと思いますが、まだ御説明しておりませんのは2か所になります。

4ページ目を御覧ください。

2か所目の黄色の部分ですが、第二種適格電気通信事業者に新たに担当支援区域を追加する場合には、事前に当該事業者から該当する町字の規模等を現状確認のために、そして特別支援区域であれば、整備・役務提供計画書を総務省に御提出いただき、審査の上、総務大臣が追加指定を行うという事務手続規定を設けることを想定しております。

なお、この事務手続規定を新規制定の省令に規定するか、現行の電気通信事業法施行規則の一部改正により規定するかは別途事務局で判断させていただきたいと思っております。

最後に、11ページ目を御覧ください。

その電気通信事業法施行規則には各種様式が規定されておりますが、精査の上、今回の改正に係る整備を適宜行ってまいりたいと思っております。

説明は以上となります。御意見のほどよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございます。積み残し案件につきまして、今回、新たに整理をしていただきまして、資料1も作っていただきました。どこからでも結構です。先生方、もしくはオブザーバの方々から意見を頂戴できればと思います。御質問ございます方は、チャット欄、もしくは直接の御発言でお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。相田先生から手が挙がっております。お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

質問半分、意見半分みたいな感じなんですけれども、例の公衆無線LANアクセスサービスにつきまして、私が9月20日に欠席させていただいたときの議論を十分把握できていないというのがあると思いますが、有料のサービスについては全てカウントするというお話だったと思うんですけれども、今回、有料のものもA案の中で含めるというふうにした理由というのがどういうことなのか、御説明いただければと思います。これは、今後下書かれているD2Cなんかを検討するときにも参考になるかなと思いますので、御説明いただければというのが1点です。

それからもう1点、この高速度データ伝送電気通信役務の契約を別途結んでいるというんでしょうか、これについて、そのC案のデメリットのところにも書いてあるように、必ずしも回線数とは言えない人あるいは契約数のカウントということになるかと思うんですけれども、カードですとかそういうような直接電気通信役務がメインでないような契約を結んでいるもの全てを、これをカウントするというのが合理的なのかどうか。特に無料のサービスですと、もうそんなものはおまけでついているけれども、使う気が全くないようなユーザの方もかなりいらっしゃる可能性があると思うので、契約を結んでいる人は全てというふうにするのがあまり妥当と思えないような気がするんですけれども、それについて事務局の御意見があればお聞かせいただきたいという、その2点でございます。よろしくをお願いします。

【関口主査】 ありがとうございます。事務局、2点質問ございましたのでお願いします。

【大堀企画官】 相田先生、御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。有料・無料を問わずにA案を採用する理由、有料を含めた理由でございますが、前回の会合においてソフトバンク様から御提案をいただいたことを

念頭に議論させていただきました。すなわち、本契約を結んでいて、それを条件として使っている公衆無線LANアクセスサービスは併せて一カウントとするということであれば、事業者側が任意に有料か無料か設定したということを勘案する必要はなく、サービスとしては有料も無料も同じですので、本契約を補完するものをまとめて一カウントとするという整理が妥当ではないかと考えるに至ったということでございます。

そして、2点目でございますが、契約を結んでいる、あるいは回線数としてカウントするといったときに、実際に契約をしていない、契約をした意識がない部分というのはどう把握するかという御質問につながるようなことかと思えますけれども、実際のところ、我々が把握しておりますところでは、他事業のサービスの役務提供を受ける際に、その契約約款ですとか契約内容の中で自動的に公衆無線LANアクセスサービスの契約を結んだことになっているといったようなものがあるようにお見受けします。よって、事業者側において公衆無線LANアクセスサービスというものを提供できるようにし、そしてユーザ側でそれを利用できるようにしているのであれば、それは光ファイバを使ってその恩恵にあずかっているということになりますので、その光ファイバを維持管理するための負担金というものを計算するときには、事業者が利用できるように回線を開放しているといえますか、使えるようにしている部分をカウントして、事業者の負担金として算定させていただくというのがよろしいかと思っている次第です。以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。相田先生、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 特に無料サービスについては、事業者さんのほうでももう契約者のうちごく一部しか利用しないと思ってインフラも準備してないとかいうようなケースもあるのではないかと思いますので、できるようにしたから、使えるようにしたからすぐお金を取るということが本当に妥当なのかどうか、ちょっと私としては疑問に感じます。

とりあえず、それくらいにしておきます。

【関口主査】 ありがとうございます。事実認識としては、私も実態としてどこまで使っているんだろうかという疑念はあるので、おまけでついてきても全く利用していないという方たちが一定数存在するんだろうなというふうには思っています。そのような利用意思の無いユーザが、MNO各社さんに何か貢献してくれるんだろうかと考えると、一定数を抱えていても実利がないユーザ、使う気のない方にそういうチャンスを提供すること自体余り意味のないことなので、どこかで、そういう方に契約を解除していただくというような絞り込みをしていただいて、実数を把握していただくと。その上で、その方たちが、無

料サービスを利用することを社として決定されるのであれば、その実数に対してチャージをするというのが、私は事務局案と先生の双方の御意見をお伺いしていきまして、よろしいのではと感じましたが、ほかの先生方、あるいはオブザーバの皆様から、この点についてもう少し追加の御意見等ございましたらお願いします。ほかの先生方、オブザーバの皆様から、いかがでしょうか。

この点に限らずほかの点でも結構ですので、御意見を賜れる場合には、チャット欄、もしくは直接の御発言でお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

資料1の1ページの、下の別途検討、2点につきましても、今回改めてご意見賜るようお願いしているんですけども、この点についても、お気づきの点、あるいは御意見等ございましたら、御発言いただければと思います。

KDDI、山本様、御発言をお願いいたします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。

前回の発言を考慮いただきまして、このような形で文字化していただいたことに対して改めて御礼申し上げます。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかの先生方、もしくはオブザーバの方、どこからでも結構でございますけれど。

【西日本電信電話株式会社】 関口先生、NTT西日本の木下ですけれども、発言よろしいでしょうか。

【関口主査】 はい、どうぞ。お願いします。

【西日本電信電話株式会社】 1つ確認をさせていただきたいことがございまして、発言させていただくのですけれども、先ほど資料1の2ページのところで、スケジュールの記載がございました。先ほどご説明の中で、第二種適格電気通信事業者の町字別の原価の算定期間のところ、要請という言葉があったかと思うのですけれども、もう少し意味合いを確認させていただきたいと思います。原価報告というのは、基本的には8月までということではあるのですが、この7月末の段階では、我々としてももちろん努力はするのですけれども、支援機関様の稼働等も踏まえまして、できる限りベストエフォートで、そのときできているものを一旦御報告させていただき、8月末までの期間で、当然修正なり、あるいは7月末までに報告できなかったものについては、その後8月末の中で報告をさせていただくということで、あくまで、ベストエフォートでできる部分を一旦報告させていただくというような意味合いでよかったのかといった点について、確認させていただければと

思っています。発言、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ちょうど7月と8月の間の線のところの7月末に、事業者のところに試算と書いてあるこの線がベストエフォートでよろしいかという御質問と理解いたします。

【西日本電信電話株式会社】 そうでございます。

【関口主査】 事務局、回答お願いしてよろしいですか。

【大堀企画官】 木下様、御質問ありがとうございます。御認識のとおりでございます。

T C Aの稼働を考えまして、7月末の時点で御協力をいただければという意味合いで、第二種適格電気通信事業者に、この時点で御提出いただける部分でT C Aに御提出いただければと思っている次第です。以上です。

【西日本電信電話株式会社】 分かりました。意味は理解できました。ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。今の段階では、チャット欄は。山本さん、もう一度御発言希望ですね。お願いいたします。

【KDDI株式会社】 K D D I の山本です。

今の運用スケジュールの表についての確認でございます。スライドの2ページの、これは毎月毎月1か月ごとやるということは承知しております。この絵の右側の点線で囲った部分が、毎月1か月ずつ右にずれていくという事務局の御説明も理解しております。

確認ですが、例えば、ここで言うところの1月末回線数を事業者が総務省様に提出する、この緑色の点線から下のほうの水色の丸のところに斜めの線があるんですけども、これが3月の上旬に報告することを意味しているのかどうか。

といいますのは、現在の電話のユニバーサルサービスの報告のイメージで申し上げますと、1月末の回線数、番号数に当たるんですか、については、3月20日にお出しすることになっているというふうに理解しております。

今回お示しいただいているこの水色の丸が2つあって、両矢印で間隔があるんですけども、これが今回ブロードバンドの場合は、電話のスケジュール感よりさらに短くなること、事業者側にリードタイムが、3月20日ではなく3月の上旬に出してくださいという意味なのかどうか。もう少し言うと、電話のときのスケジュールよりもさらにリードタイムが今回厳しくなるのかどうか、ちょっとここの趣旨だけ念のための確認でございます。

以上です。

【関口主査】 事務局、お答えいただけますか。

【大堀企画官】 山本様、御質問ありがとうございます。

前回、事務局から回線数報告の頻度について御説明申し上げたときに資料に書かせていただいた、毎月20日を締切りにして、電話ユニバと同じように御報告をいただきたいということに、現状そのスタンスに変わりはありません。

そして、今映写させていただいているイメージ案でこのように書きましたのは、例えばすぐに回線数がまとまったという事業者であれば、我々総務省の稼働あるいはTCAの稼働も考えまして、3月20日まで待つことなく、早めに御提出いただきたいという趣旨です。また、総務省で全ての事業者分を取りまとめてからTCAに渡すわけではなくて、総務省で確認できたものを順次TCAにお渡しして、TCAの業務負担を平準化していきたいという工夫も考えた上でイメージ案として御提示申し上げています。よって、御協力いただけますれば早めに御提出をお願いしたいと思っておりますが、3月20日が基本的には締切りと現時点思っております。以上になります。

【KDDI株式会社】 KDDI、山本です。趣旨は承知いたしました。基本的には、ここと言えば3月20日というものが求められていて、可能であれば、ベストエフォートベースで、もし前倒しで可能であれば、できるだけ早くという協力の依頼をされたという趣旨と理解いたしました。御説明ありがとうございます。

【関口主査】 ここのせめぎ合いですね。実際の支援機関TCAの負担のことも考えての配慮だということなので、御協力賜れるようであればよろしく願いいたします。

ほかに皆様からいかがでございましょうか。

実は、第14回のときには、支援機関である電気通信事業者協会様から山本専務理事が御出席だったんですが、出席者一覧の中で、今回、北林さんが専務理事として御出席くださって、山本さんも参与として御出席くださっておりますが、よろしければ、北林専務理事から一言頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

【電気通信事業者協会】 関口先生、ありがとうございます。7日付で専務理事に就任しましたTCAの北林でございます。

総務省在職中には、関口先生はじめ委員の皆様の中にも大変お世話になった先生方多くいらっしゃるかと思います。この場をおかりして御礼申し上げます。立場は変わりましたが、引き続き委員の皆様にお世話になりますので、御指導あるいは御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

これまでT C Aのほうから御意見幾つか申し上げてきたと承知してございまして、それは、支援機関として、このB Bユニバ制度の運用の一翼を担うということで、責任を持って対応するためには、我々として懸念があるとか御配慮いただきたい事項、そういったことについて御意見を申し上げてきたものと私は理解していますし、委員の皆様におかれましても、そのように御理解いただければと存じます。

4日の会合から本日の会合に向けて、総務省の事務局さんのほうから、我々が懸念していることも含めまして、意見交換させていただく時間も設けていただきました。今日の資料も一定そういう意味では御配慮いただいたものだというふうに思っておりまして、その点については感謝申し上げます。

ただ、B Bユニバが電話のユニバと異なる制度であり、当然、どのぐらいのボリューム感あるかとか、その辺り、やってみないと分からないというのも、実際のところであろうかと思います。したがって、今回の資料をもって、我々全て大丈夫だということが自信をもって言えるものではございません。

いずれにしても、総務省さんも一定の御努力、御検討、御配慮いただいたということで、私どもも理解が進んでいることは事実でございます。T C Aとしましては、引き続き、このB Bユニバ制度、よりよい制度運用になるように協力していきたいという立場は変わりませんし、そのために必要な体制を整えることも含めまして、準備などもやっていかないといけないなと改めて思った次第です。また、引き続き、今後、制度の詳細な設計、あるいは運用というところもありますので、T C Aの立場を総務省、あるいは委員の皆様、あるいは事業者の皆様にも、いろんな面で御配慮いただきたいということをお願い申し上げます。ちょっと長くなりましたが、私からは以上です。いずれにしても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。北林専務理事とは、郵便課長に在任されておられた頃からずっとお付き合いがありまして、随分お付き合いも長いんですけども、電気通信事業部長時代に、このB Bユニバ制度の法案提出の重責を担われたということもありますので、引き続きT C Aのほうのこれからの作業につきましても見ていただければというふうに思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたしますと存じます。

ほかに、皆様いかがでございましょうか。特段、この段階では先生方から、あるいはオブザーバの皆様からのチャットも手挙げもないようですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問等がありませんようですので、本日の意見交換につき

ましては、ここまでといたしたいと存じます。

事務局におかれましては、この事務局案のまま、考え方案としてパブリックコメントにかけていただくという作業をお願いして、今後の準備に入っていただきたいと思います。

最後に、次回会合等、それから今のパブコメの予定について、事務局からお願いします。

【望月補佐】 事務局でございます。本日も、皆様、ありがとうございました。

本日の御議論を踏まえまして、パブリックコメントのほうは、明日報道発表をし、実際にはあさって、12日の土曜日から11月11日までの間に意見募集を行う予定になってございます。このパブリックコメント後に、次回会合を想定しております。次回の会合につきましては、後日、事務局から御連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第15回会合を終了いたします。

お忙しいところを御参集いただきまして、本日もどうもありがとうございました。

(以上)